

平成29年度室戸市空き家改修費補助金のご案内

1 空き家改修費補助金とは

10年以上暮らす空き家を、賃貸で利用する移住者や空き家の所有者に対して、空き家の改修経費の一部や家財道具等の処分を補助するものです。

2 制度概要

(1)対象となる空き家

市内に個人が居住等を目的として建築したが、現に居住等していない住宅、併用住宅及びその敷地
室戸市空き家バンク制度実施要綱(平成26年告示第137号)の規定により登録された居住用家屋

(2)対象者

次の①～③のいずれかに該当するもの

①空き家の所有者

市税の滞納がない者

②次のアからウまでのすべての要件に該当する者

ア 20歳以上の者

イ 現在、市内に住所を有していない者で、市外に5年以上居住している者

ウ 室戸市空き家バンク制度実施要綱の規定により空き家バンクに登録された者で、この補助金の交付を受けて改修を行う空き家に、補助事業の完了の日から10年以上居住する見込みのある者

エ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者

オ 市税の滞納がない者

カ 空き家の所有者と賃貸借契約を締結していること

キ 空き家の改修について所有者の同意があること

ク 改修完了日から3月を経過する日までに、改修住宅に入居すること

ケ 室戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員などでないこと

※売買の場合は、買主が購入後に申請となります。



(3)対象事業

①台所、浴室、トイレ、洗面所の改修等

②内装、屋根、外装等の改修等

③家財道具等の運搬及び処分(特定家庭用機器再商品化法で指定された家電製品は除く)

※室戸市内の業者による改修及び処分の制限あり

※改修・修繕を想定していますので、単にエアコンの設置等の備品購入は対象になりません

(4)補助額

対象事業経費の10/10(上限1,824千円)

(5)交付時期

実績報告書提出後(実績報告は事業終了後30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに提出)

(6)補助金の返還

補助事業の完了した日から10年を経過する日までに、補助金により改修した住宅を取り壊し、又は売却したとき等

3 申込方法(※必ず事業に着手する前に申請してください)

(1)申込受付期間

先着順にて受付を行い、申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

(2)申込受付窓口

室戸市企画財政課移住促進室

(3)申込書類等

①家財道具処分の場合

ア 荷物等処分の見積書の写し

イ 荷物等処分前の写真

ウ 空き家の所有者の荷物等の処分に関する同意書(申請者が移住者で賃借の場合)

エ 売買物件購入に関する確約書(申請者が移住者で売買物件購入の場合)

オ 所有者が申請する場合の確約書(申請者が所有者で賃借の場合)

カ 住民票の写し

入居者の世帯全員(申請者が移住者の場合)

申請者のみ(申請者が空き家の所有者の場合)

キ 賃貸借契約書又は売買契約書の写し

※賃借又は売買に関する同意書でも可。ただし、同意書を提出した場合は、補助実績報告時に賃貸借契約書又は売買契約書の写しを提出すること。

ク その他市長が必要と認める書類

②改修等工事の場合

ア 改修等工事の設計書の写し(改修等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等)

イ 改修等工事の見積書の写し(市内業者であること)

ウ 施行前の現場写真(外観、施行箇所各所)

エ 住民票の写し

入居者の世帯全員(申請者が移住者の場合)

申請者のみ(申請者が空き家の所有者の場合)

オ 市税の滞納のない証明書

入居者の世帯全員(申請者が移住者の場合)

申請者のみ(申請者が空き家の所有者の場合)

カ 賃貸借契約書又は売買契約書の写し

※賃借又は売買に関する同意書でも可。ただし、同意書を提出した場合は、補助金実績報告時に賃貸借契約書又は売買契約書の写しを提出すること。

キ 売買物件購入に関する確約書(申請者が移住者で売買物件購入の場合)

ク 所有者が申請する場合の確約書(申請者が所有者で賃借の場合)

ケ 耐震性が確認できる書類の写し

コ その他市長が必要と認める書類

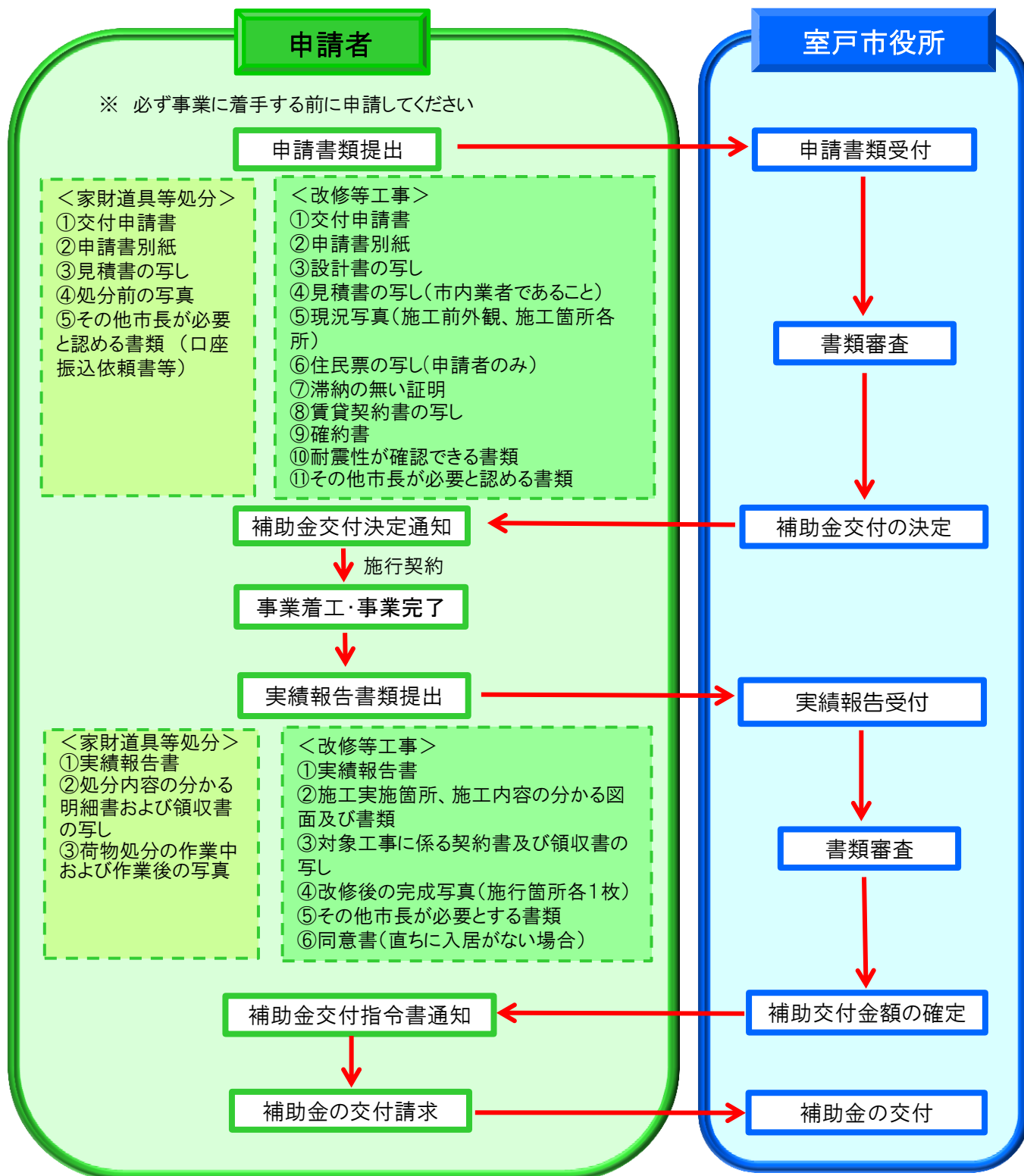


※申請時すでに契約及び開始している工事は対象になりません。
市からの交付決定後に契約及び開始する工事が対象になります。

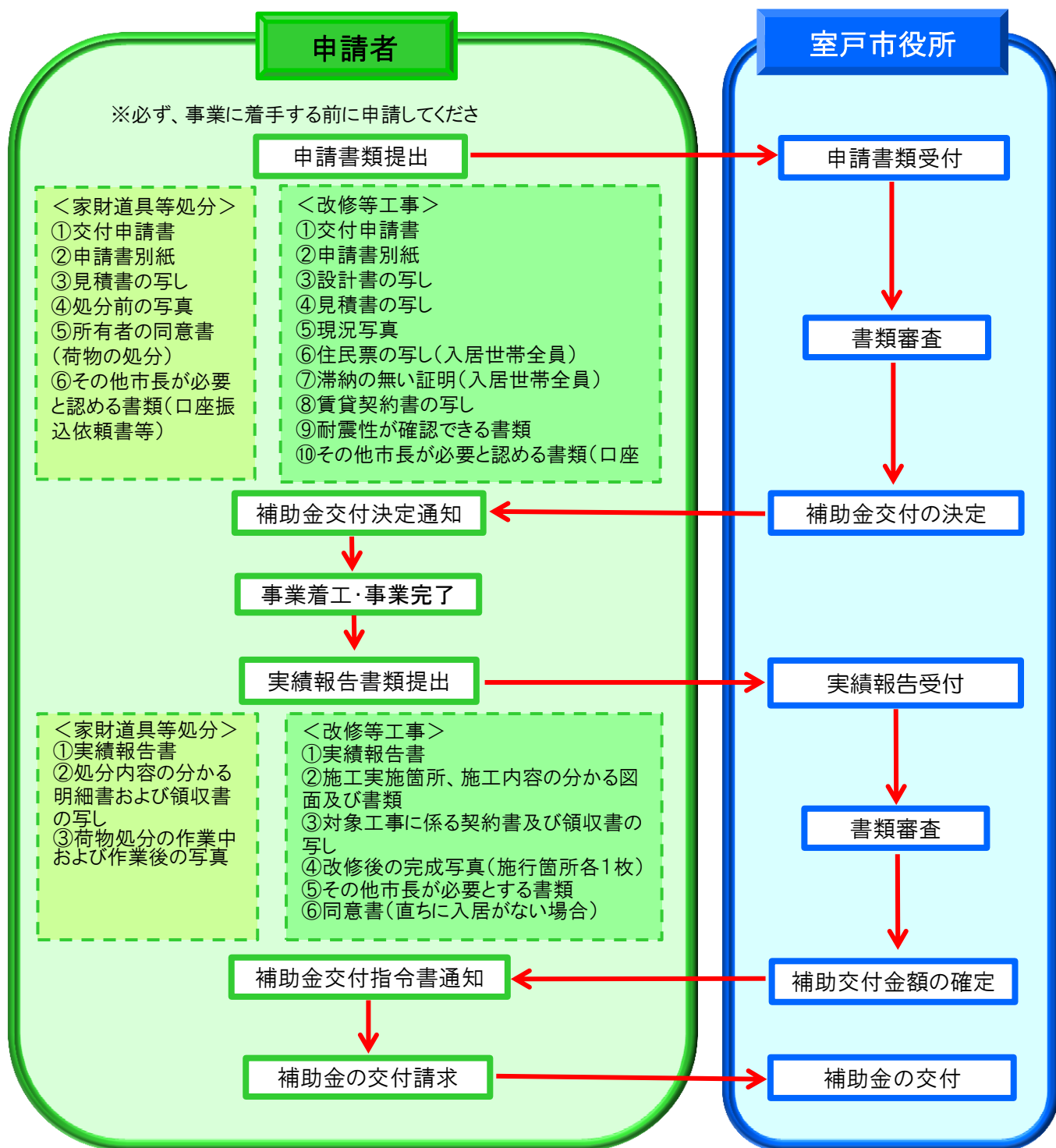
※補助金は予算に達し次第受付を終了しますので、ご了承ください。

4 手続きの流れ

○申請者が所有者の場合（賃貸のみ対象）



○申請者が移住者の場合（賃貸または購入後対象）



《お問合せ》
 室戸市企画財政課移住促進室
 TEL 0887-22-5167 FAX 0887-23-0866
 E-mail sumuroto@city.muroto.lg.jp